

令和4年8月23日

株式会社エウレカ
代表取締役 石橋 準也 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会の
理事長 増田 慎一 様

ご連絡

(令和4年6月29日付け回答書について)

第1 貴社のご回答について

貴社よりの令和4年6月29日付け回答書（以下「本件回答書」といいます。）に対し、以下のとおりご連絡申し上げます。

- 1 本件回答書では、本協会の令和4年5月19日付け申入書（以下「申入書」といいます。）の申入事項に対し、①利用規約10条5項を削除し、また、②同10条4項及び12条に「法令の定めまたは当社が認める場合を除き」という文言を追加することを内容とする修正案をご提示いただきました。
- 2 しかしながら、上記②については、結局のところ、どの時点で解約したら、いくら返金されるのかがまったくわからず、条項として不明瞭と言わざるを得ません。

この点、申入書でも触れていますが、消費者契約法3条1項1号は、事業者が消費者契約の条項を定めるにあたっては、当該条項が明確かつ平易なものになるよう配慮すべき義務があることを定めています。

そのため、貴社におかれましては、上記規定も踏まえて、(1)各プラン（1ヶ月プラン、3ヶ月プラン、6ヶ月プラン、12ヶ月プラン）において、「契約日から〇日（〇か月）以内に解約した場合には、△円を返金する」といった形で、明確かつ平易な精算条項を設けていただきたく、再度ご検討下さい。例えば、後記【表】のような形式で整理していただくのがわかりやすいと考えられます。

そして、(2)各解約時点において利用者に返金しない額（各料金プランの料金額から上記「△円」を控除した残額）が消費者契約法9条1号の定める平均的損害の額を超過しない金額設定となるよう

ご留意下さい。

【表】プランごとの解約時期に応じた返金額一覧表

		プラン			
		12か月	6か月	3か月	1か月
契約 日 か ら の 経 過 期 間	○日	円	円	円	円
	1か月	円	円	円	0円
	2か月	円	円	円	
	3か月	円	円	0円	
	4か月	円	円		
	5か月	円	円		
	6か月	円	0円		
	7か月	円			
	8か月	円			
	9か月	円			
	10か月	円			
	11か月	円			
12か月	0円				

※ 上記のとおり、各解約時点の未返金額が、平均的損害の額（消費者契約法9条1号）を超えないようにして下さい。

- 3 いずれにしましても、上記②の修正案ではご対応として不十分と考えられますので、貴社におかれましては上記の点を踏まえてご再考下さい。

第2 追加で確認させていただきたい事項

- 1 申入書の要望事項1については、貴社より規約の修正案をいただいておりますが、本件アプリの退会手続をする際に、どのような案内表示がなされるのかを確認させていただきたく、実際の表示画面等をキャプチャーしたものを資料としてご提供下さいますようお願い申し上げます。
- 2 今般の特定商取引法等改正による通信販売に関する規制強化に伴う貴社のご対応状況を確認させていただきたく、本件アプリ特に有料サービスに係る広告表示や最終確認画面をキャプチャーしたものを資料としてご提供下さいますようお願い申し上げます。

以上

(本件連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5
グランドメゾン日本橋堀留101
公益社団法人全国消費生活相談員協会
消費者団体訴訟室
TEL: 03-5614-0543
FAX: 03-5614-0743